

（3）生活指導・進路指導

ア 生活指導

学校生活のあらゆる場面で生徒が「自分は一人の人間として大切にされている自己存在感」を実感する機会を設定する。また「ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感」「他者のために役に立った、認められたという自己有用感」を育む活動を行う。さらに自己存在感を感受するために、「授業の場面で自らの意見を述べる」「観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証しレポートする」等、自ら考え選択し決定し、発表・制作する等の体験を重視する。

学校環境適応感尺度を活用し、生徒の心情を理解するとともに的確に人間関係を把握して望ましい集団づくりを行うことにより、いじめの未然防止に努める。そして心の触れ合いを大切にしたい指導を行い、学校いじめ対策委員会を核にいじめの早期発見・早期対応を組織的に取り組む。法の専門家である弁護士、更生保護の専門家である保護司と連携したいじめ防止に関する授業の実践や生徒によるいじめ防止の取組により、いじめ根絶に向けた人権教育の充実を図る。また、困り感を抱える生徒に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談を充実する。

学習や生活の基盤として、教員と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図る。小学校からの積み重ねや経験を生かし、集団活動における話し合い活動の進め方や合意形成の仕方、チームワークの重要性や集団活動における役割分担など、集団活動を特質とする基礎的な資質・能力を発展させるよう工夫する。

イ 進路指導

キャリア教育の基礎的・汎用的能力のうち、主として「課題対応能力」の育成に重点を置く。自己の将来に対する目的意識の向上を目指し、生涯にわたって学習を継続しようとする意欲や自己の能力や個性を生かして進路を主体的に選択する能力を育てる。そのために、進路情報の収集や活用に係る体験的な学習を推進する。また、キャリアパスポートの作成と活用を通して、自身の成長と変容を自己評価したり、将来の社会生活や職業生活を展望したりする取組を充実する。

職業体験においては、協力企業との連携の下、事前学習・体験活動・事後学習を一環して進め、自らの能力や適性を生かして仕事や役割を担うことが社会づくりにつながることなど、勤労や職業について理解を深め、勤労と職業と自己実現との関係について考え、自分なりの勤労観・職業観を醸成する。

（4）特別な配慮を必要とする児童への指導

ア 特別支援教育の充実に関わること

清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）に基づき、養護教諭やスクールカウンセラーを含めた教育相談及び校内委員会により、組織的な指導を行う。また特別支援教育コーディネーターの複数配置や就学相談員との協働により、生徒や保護者の思いを受け止めた相談を行う。特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に推進する。

イ 帰国生徒や外国人生徒の学校生活への適応や日本語の習得に関わること

生徒の実態に即し、日本語講師と連携して対応にあたる。家庭や保護者等への支援が必要な際は、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携を図る。

ウ 不登校生徒への配慮に関わること

登校するという結果を目標にするのではなく、心理や福祉の専門家の助言を得ながら、個々の生徒や家庭の実情を踏まえた確かなアセスメントを行い、関係機関と連携して、当該生徒が社会的に自立することを目指し生徒や家庭の実態に適した支援を行う。

不登校対応加配教員配置校であることから、不登校対策コーディネーターを中心とした不登校対策委員会において組織的な対応策を講じるとともに不登校の未然防止や不登校の生徒への支援の充実を図る。また、家庭と子供の支援員や民生児童委員・主任児童委員、退職教員ボランティア、学生ボランティア等の外部支援スタッフと協働した清瀬中学校見守り隊を構成し、相談室・保健室＋学校図書館の利用により、不登校生徒がいつでも安心して学べる環境を確保する。さらに、一人1台タブレット端末を活用した学習支援やオンラインでの授業や学校行事等の参加を通じて、生徒が安心して教育を受ける機会を充実する。